

航空幕僚監部の内部組織に関する訓令（昭和34年航空自衛隊訓令第9号）第101条の規定に基づき、航空幕僚監部の内部組織に関する達を次のように定める。

昭和34年5月29日

航空幕僚長 空将 佐々 毅

航空幕僚監部の内部組織に関する達

改正	昭和40年7月31日	航空自衛隊達第16号
	昭和54年9月27日	航空自衛隊達第21号
	昭和62年5月21日	航空自衛隊達第24号
	平成15年3月26日	航空自衛隊達第8号
	平成18年3月24日	航空自衛隊達第14号
	令和2年3月25日	航空自衛隊達第11号
	令和3年3月17日	航空自衛隊達第18号

（趣旨）

第1条 この達は、航空幕僚監部の各課に置かれる室及び班並びに科学技術官、監理監察官、首席法務官及び首席衛生官の監督の下に置かれる科学技術計画官、研究開発制度評価官、先端技術革新推進官、基幹技術革新推進官、総括副監理監察官等、隊務評価室、会計監査室、次席法務官等及び次席衛生官等の内部組織等の細部について必要な事項を定めるものとする。

（係及び係長）

第2条 室及び班に、必要に応じて係を置くことができる。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、室長又は班長の命を受け、係の事務をつかさどる。

（室、班、科学技術計画官、研究開発制度評価官、先端技術革新推進官、基幹技術革新推進官、総括副監理監察官等、次席法務官等及び次席衛生官等の事務分掌）

第3条 監理監察官又は課長は、室又は班の内部組織及び所掌事務の細部に関して定めるものとする。

2 科学技術官、監理監察官、首席法務官又は首席衛生官は、科学技術計画官、研究開発制度評価官、先端技術革新推進官、基幹技術革新推進官、総括副監理監察官等、次席法務官等又は次席衛生官等の所掌事務の細部に関して定めるものとする。

附 則

この達は、昭和34年6月1日から施行する。

附 則（昭和40年7月31日航空自衛隊達第16号）

この達は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則（昭和54年9月27日航空自衛隊達第21号）

この達は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日航空自衛隊達第24号）抄

1 この達は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第8号）抄

1 この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号）抄

1 この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（令和2年3月25日航空自衛隊達第11号）抄

1 この達は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和3年3月17日航空自衛隊達第18号）抄

1 この達は、令和3年3月18日から施行する。